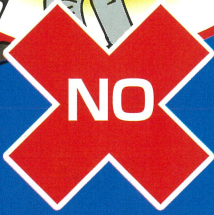
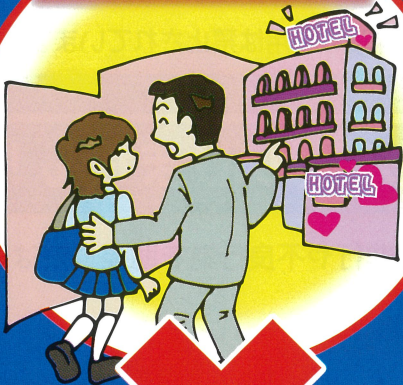


青少年が健やかに育つ良好な環境をつくるのは

大人の責任です

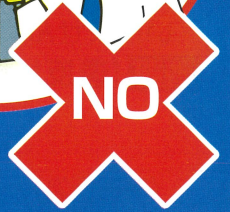
みだらな性行為
わいせつ行為



深夜外出
(午後11時～翌朝4時)



非行助長行為
(飲酒・喫煙等の勧誘、強要)



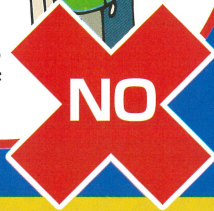
茨城県マスコット
ハッスル黄門

青少年には
NO!

カラオケボックス
等への深夜入場



夜11時から
翌朝4時まで



使用済み下着の
買い受け



入れ墨 (タトゥー)
の施術



「青少年(18歳未満)だと知らなかった」では
済まされません!!

茨城県青少年の健全育成等に関する条例



知っていますか、青少年の深夜外出は制限されています！

※青少年（18歳未満） 深夜（午後11時～翌朝4時まで）

青少年の深夜外出は、非行や犯罪被害につながりやすく、大変危険です。

●保護者は、通学・通塾その他特別な事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければなりません。

●誰でも、保護者の承認を受けずに、深夜に青少年を連れ出したりしてはいけません。

罰則【違反した場合】30万円以下の罰金

深夜に青少年を入場させてはいけないお店があります。

●映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェは、保護者同伴でも深夜の利用は禁止されています。

飲酒や喫煙を勧めるなど青少年の非行を助長してはいけません！

●誰でも、青少年に対し、有害行為を行うよう勧誘、強要したりして青少年の非行や不良行為を助長してはいけません。

罰則【違反した場合】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〈有害行為〉	・飲酒、喫煙、家出	・入れ墨を施し、又は受けさせる行為
	・みだらな性行為又はわいせつ行為	・覚醒剤等の薬物の使用
	・使用済みの下着の売り渡し	など

みだらな性行為、わいせつな行為の禁止

●誰でも、青少年に対し、みだらな性行為をしたり、又はわいせつ行為をしたり、させてはいけません。

罰則【違反した場合】2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

●誰でも、青少年にみだらな性行為又はわいせつ行為を教えたり、見せてはいけません。

罰則【違反した場合】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

青少年から使用済み下着を買わない！

●誰でも、青少年から使用済みの下着を買い受けたり、売却の委託を受けたり、勧誘したりしてはいけません。

罰則【違反した場合】30万円以下の罰金

青少年の入れ墨(タトゥー)は禁止されています！

●誰でも、青少年に対し、入れ墨をしたり、させてはいけません。

罰則【違反した場合】50万円以下の罰金

青少年が一時的な好奇心で入れ墨を入れると、容易に消すことができなかつたり、消すために多額の費用がかかるなどして、後悔するおそれがあります。